



「梨の花と筑波山」関城町

合併の期日は

平成17年3月28日 又は 4月1日  
のいずれかとすることに決定

### 新市の名称候補10作品を選定

新市名称候補選定小委員会（委員長 小野沢保夫 下館市議会議長）から新市の名称候補10作品が報告されました。新市の名称は、4月の合併協議会において最終決定される予定になっています。

50音順

あけぼの

北つくば

小貝

新茨城

筑西

筑波野

にいばり

波山

常陸野

平成



## 第9回 合併協議会を開催

第9回の会議が3月12日(金)に関城町「関本公民館」で開催されました。会議に先立ち、会長からあいさつがあり、引き続き議事に入り、報告事項1件が報告され、協議事項16件についての協議が行われました。協議結果については、それぞれ次のとおりです。

### 報告事項

報告第25号 新市名称候補選定小委員会の審議結果報告について【詳細は、9ページに掲載】

### 協議事項

#### ■ 協議第59号 合併の期日について

##### 協議結果

合併の期日は、平成17年3月28日(月)とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)が改正された場合は、平成17年4月1日(金)とすることになり、国会の審議の経過を見守ることで継続協議となりました。

##### 合併特例法の一部を改正する法律案の概要

現行の合併特例法の特例措置である合併特例債などの財政支援を受けられる期間を1年間延長する内容を盛り込んだものです。

なお、市町村の議決及び県への合併申請は、平成17年3月31日までに行うことが条件となっています。

#### ■ 協議第60号 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、次の内容を提案しましたが、協議の結果、継続協議となりました。

##### 提案内容

- ① 現下館市役所を本庁舎とし、指揮命令系統を明確化し、かつ、簡素で効率的な組織・機構とするため、できる限り行政機能を集約するものとする。  
また、現関城町役場、現明野町役場及び現協和町役場については、住民サービスの低下を招かないために、支所機能を有する組織・機構とする。
- ② 現下館市川島支所については、出張所とする。
- ③ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。

#### ■ 協議第61号 一部事務組合等の取扱いについて

##### 調整方針

- ① 協和町は合併の日の前日に筑北環境衛生組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- ② 明野町及び協和町は合併の日の前日に県西総合病院組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- ③ 下館市は合併の日の前日に筑西食肉衛生組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- ④ 下館市、関城町、明野町及び協和町は合併の日の前日に筑西広域市町村圏事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- ⑤ 関城町は合併の日の前日に下妻地方広域事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- ⑥ 下館市、関城町、明野町及び協和町は合併の日の前日に茨城県市町村総合事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- ⑦ 下館市、関城町、明野町及び協和町は合併の日の前日に茨城租税債権管理機構を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- ⑧ 下館市、関城町及び明野町が加入している下館市ほか四力町村及び一部事務組合等公平委員会については、合併時までに調整するものとする。



### ● 一部事務組合等加入状況

組合名	事務所所在地	共同処理事務	構成市町村				
			下館市	関城町	明野町	協和町	その他
筑北環境衛生組合	岩瀬町役場内	し尿					笠間市、岩瀬町、大和村
県西総合病院組合	県西総合病院内	病院					岩瀬町、真壁町、大和村
筑西食肉衛生組合	下館市大字下川島651	食肉加工					結城市
筑西広域市町村圏事務組合	下館市役所内	広域圏、老人福祉施設、消防、し尿、ごみ、ふるさと市町村圏、県西総合公園、職業訓練センター、きぬ聖苑、遊湯館				1	結城市、岩瀬町、真壁町、大和村
下妻地方広域事務組合	下妻市役所内	ごみ処理施設の周辺環境整備、し尿、ごみ、葬祭場、下水道		2			下妻市、八千代町、千代川村、石下町
茨城県市町村総合事務組合	市町村会館内	茨城県市町村総合事務組合規約第4条の事務					全市町村
茨城租税債権管理機構	水戸合同庁舎内	市町村地方税の滞納処分					全市町村

1 協和町はし尿処理を除く

2 関城町は周辺環境整備（流域下水道事業）のみ

### ● 共同設置機関への加入状況

機関名	事務所所在地	共同処理事務	構成市町村				
			下館市	関城町	明野町	協和町	その他
下館市ほか四力町村及び一部事務組合等公平委員会	下館市役所内	公平事務					真壁町、大和村、筑西広域市町村圏事務組合、筑西食肉衛生組合、筑ろく地方学校給食組合による共同設置。

協和町は単独で公平事を実施



## 協議第62号 使用料、手数料等の取扱いについて

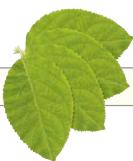
### 調整方針

- ① 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。  
また、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金のあり方について、新市において引き続き検討するものとする。
- ② 手数料については、これまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一するものとする。

### ● 使用料徴収施設

下館市	関城町	明野町	協和町
下館市総合体育館	関城町民総合運動場	明野町農業者健康管理トレーニングセンター	協和の杜市民体育館
下館市立市民運動場	関城町民体育館	明野農村勤労福祉センター	協和の杜市民テニスコート
下館市立武道館	関城町体育センター	明野町武道館	協和町市民運動公園
下館市農業者トレーニングセンター	関城町関本公民館	明野町市民野球場	協和町多目的研修センター
しもだて地域交流センター	関城町河内公民館	明野町中央公園テニスコート	協和町サッカー場
下館市地区公民館	関城町黒子公民館	明野町立中央公民館	協和町公民館
下館市民会館	関城町生涯学習センター	明野町立大村公民館	協和町公民館古里分館
下館市文化ギャラリー	関城町老人福祉センター	明野町保健福祉センター	協和町市民総合センター
下館市コミュニティプラザ		宮山ふるさとふれあい公園	協和町ふれあいセンター
しもだて美術館		明野農村環境改善センター(いきがいセンター)	協和町自転車駐車場
板谷波山記念館		明野町老人福祉センター	
下館市総合福祉センター		明野町農産加工施設	

都市公園内施設等



## 協議第63号 公共的団体等の取扱いについて

### 調整方針

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努める。

- (1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間をする団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (2) 国・県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。



## 協議第64号 補助金、交付金等の取扱いについて

### 調整方針

補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整する。

- (1) 4市町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 4市町で独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金、交付金等については、統廃合するよう調整する。



## 協議第65号 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、協議の結果、提案内容を一部修正し、次のとおり調整方針が決定しました。

### 調整方針

#### ① 国民健康保険税

- (1) 国民健康保険税の税率については、新市において医療費の支出等から試算を行った上で早急に新たな税率を適用する。ただし、当面の間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、現行のとおりとする。
- (2) 国民健康保険税の軽減については、現行のとおりとする。
- (3) 国民健康保険税の納期及び減免については、合併時までに統一する。

#### ② 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

#### ③ 国民健康保険給付事業

- (1) 人間ドック助成については、合併時までに医療機関と調整のうえ統一する。
- (2) 出産育児一時金については現行のとおりとし、葬祭費については1件30,000円とする。
- (3) 出産費資金貸付事業については、新市において実施する。
- (4) 健康優良家庭表彰事業については、合併時までに調整する。
- (5) 高額療養費委任払制度については、合併時に廃止する。

#### ④ 老人保健事業

- (1) 老人医療費助成事業については、合併時までに調整する。
- (2) 老人性白内障視力矯正補助事業については、合併時に廃止する。

#### ⑤ 医療福祉事業

- (1) 母子、父子、妊産婦、重度心身障害者及び高齢重度障害者医療費助成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時までに調整する。
- (3) 外来自己負担金助成事業については、県の制度のとおり実施する。



### ● 国民健康保険税の税率（平成15年度）

		下館市	関城町	明野町	協和町
医療分	所得割	8.3 / 100	7.5 / 100	7.0 / 100	7.3 / 100
	資産割	-	40 / 100	42 / 100	41 / 100
	均等割（被保険者1人当たり）	17,500円	18,000円	10,000円	16,000円
	平等割（1世帯当たり）	21,000円	23,000円	14,000円	21,250円
	課税限度額	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円
介護分	所得割	1.18 / 100	0.7 / 100	0.7 / 100	1.31 / 100
	資産割	-	4.4 / 100	4.5 / 100	4.8 / 100
	均等割（被保険者1人当たり）	10,000円	3,700円	4,000円	5,300円
	平等割（1世帯当たり）	-	4,300円	6,000円	3,400円
	課税限度額	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円



### 協議第66号 介護保険事業の取扱いについて

#### 調整方針

- ① 介護保険資格管理、介護保険給付等に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ② 介護保険事業計画については、平成17年度までに策定し、平成18年度に第3期事業計画により実施するものとする。
- ③ 要介護認定訪問調査については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、委託料については現行の最低基準に合わせるものとする。
- ④ 介護認定審査会については、合併時までに調整するものとする。
- ⑤ 第1号被保険者の保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度からは、新市における第3期事業計画により統一するものとする。ただし、納期については合併時に統一するものとする。
- ⑥ 第1号被保険者の保険料の減免については、合併時までに調整するものとする。
- ⑦ 居宅介護支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑧ ケアマネジメントリーダー活動等支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑨ 在宅老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームの管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑩ 各種証明書等発行事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑪ 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### ● 介護保険料（65歳以上の第1号被保険者）

		下館市	関城町	明野町	協和町
基 準 額（月 額）		2,800円	3,000円	2,460円	2,640円
所得段階別保険料額（年 額）					
第1段階	基準額 × 12月 × 0.5	16,800円	18,000円	14,760円	15,840円
第2段階	基準額 × 12月 × 0.75	25,200円	27,000円	22,140円	23,760円
第3段階	基準額 × 12月	33,600円	36,000円	29,520円	31,680円
第4段階	基準額 × 12月 × 1.25	42,000円	45,000円	36,900円	39,600円
第5段階	基準額 × 12月 × 1.5	50,400円	54,000円	44,280円	47,520円

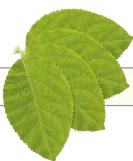
第1段階 ..... 老齢福祉年金受給者等

第2段階 ..... 世帯全員が住民税非課税世帯

第3段階 ..... 本人が住民税非課税世帯

第4段階 ..... 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満

第5段階 ..... 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上



## 協議第67号 電算システム事業について

## 調整方針

電算システム事業については、合併時にシステムを統一し、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。ただし、単独処理業務システムについては、統合の必要性・統合時期等を考慮し、調整するものとする。



## 協議第68号 障害者福祉事業について

## 調整方針

- ① 障害者計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- ② 国又は県が定める制度に基づく事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市域全体で実施するよう新市において事業内容等について調整するものとする。
  - (1)更生医療、更生訓練費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - (2)障害者（児）の生活支援に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - (3)障害児福祉手当の支給については、新市において実施する。なお、支給額、支給期については、合併時までに調整するものとする。
  - (4)支援費制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - (5)心身障害者福祉ワークス運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、対象者等については、合併時までに調整を図る。
- ③ 各市町単独で実施している事業については、障害者福祉の充実を図る方向で調整するものとする。
  - (1)福祉タクシー料金助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、新市において交付対象者等の調整を図る。
  - (2)難病患者在宅支援事業については、合併時までに調整し実施するものとする。
  - (3)障害者専用自動車ガソリン費助成事業については、合併時までに調整し実施するものとする。
  - (4)はり・灸・マッサージ施術費助成事業については、合併時までに調整を図る。
  - (5)聴覚障害者用ファックス貸与・使用料助成事業については、合併時までに調整し実施するものとする。
  - (6)障害者在宅介護慰労金については、合併時に廃止の方向で調整するものとする。



## 協議第69号 高齢者福祉事業について

## 調整方針

- ① 老人保健福祉計画については、平成17年度までに策定するものとする。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- ② 国又は県が定める制度に基づく事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市域全体で実施するよう新市において事業内容等について調整するものとする。
  - (1)老人保護措置事業、老人日常生活用具給付等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - (2)在宅介護支援事業、在宅生活支援事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新市において事業内容等の調整を図るものとする。
  - (3)緊急通報システム事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - (4)在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新市において基幹型在宅支援センターの位置づけ等の調整を図るものとする。
- ③ 各市町単独に実施している制度又は事業については、高齢者福祉の充実を図る方向で調整するものとする。
  - (1)敬老事業、長寿者褒章については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から事業内容等の統一を図るものとする。なお、式典については実施しないものとする。
  - (2)福祉巡回バス運行事業、外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - (3)高齢者スポーツ大会については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - (4)シルバータクシー助成、老人福祉車購入助成事業については、合併時までに調整するものとする。
  - (5)高齢者在宅介護慰労金については、合併時に廃止の方向で調整するものとする。
  - (6)養護老人ホームの管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。



## 協議第70号 児童福祉事業について

### 調整方針

- ① 放課後児童クラブについては、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。  
なお、新市において保護者負担金等の調整を図るものとする。
- ② 母子・父子家庭児童等学資金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。  
なお、新市において支給対象者、支給額等の調整を図るものとする。
- ③ 家庭児童相談室については、新市において設置するものとする。
- ④ 母子・寡婦福祉資金貸付事業については、国の制度に基づき、新市において実施するものとする。
- ⑤ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。



## 協議第71号 新市建設設計画について

### 協議結果

新市建設設計画のうち、「新市将来構想（案）」に続く、「新市建設の根幹となるべき事業（案）」「公共的施設の統合整備（案）」及び「財政計画（案）」について、一部修正を行うことで了承となりました。今後、これらの（案）により、県と事前協議の手続に進むことになります。

【概要は、10ページをご覧ください。】



## 協議第72号 平成15年度補正予算（第2号）について

### 協議結果

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26,001千円とする平成15年度補正予算が承認されました。



## 協議第73号 平成16年度事業計画について

### 協議結果

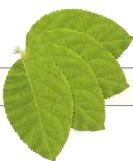
協議会の会議を議会開催月の6月・9月・12月を除き、毎月1回開催することなどの平成16年度事業計画が次のとおり承認されました。

- ① 協議会の開催
  - (1) 協議会の開催 ..... 8 回
  - (2) 協議会小委員会 ..... 隨 時
- ② 調印式の開催
- ③ 調査研究事業
  - (1) 事務事業一元化業務
  - (2) 新市例規策定業務
  - (3) 新市建設設計画策定業務
  - (4) 電算システム統合調査業務
- ④ 広報・広聴活動
  - (1) 合併協議会だよりの発行
  - (2) 協議会ホームページの運営
- ⑤ 事務局関係
  - (1) 幹事会の開催 ..... 8 回
  - (2) 専門部会の開催 ..... 隨 時
  - (3) 分科会の開催 ..... 隨 時

### 平成16年度合併協議会開催計画

	期 日	会 場
第10回	4月21日(水)	明野町
第11回	5月20日(木)	協和町
調印式	5月下旬予定	下館市
第12回	7月22日(木)	関城町
第13回	8月20日(金)	明野町
第14回	10月22日(金)	協和町
第15回	11月25日(木)	下館市
第16回	1月21日(金)	関城町
第17回	2月25日(金)	明野町

【平成16年度スケジュールについては、11ページをご覧ください。】

下館市  
SHIMODATE関城町  
SEKISO明野町  
AKENO協和町  
KYOWA

## 協議第74号 平成16年度予算について

## 協議結果

協議会の会議開催費、調査研究事業費及び広報活動費など合併協議会の運営等に要する経費として、総額20,101千円の予算が承認されました。

## 平成16年度 岁入歳出予算

## 1 岁 入

(単位：千円)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	説明
1 負担金	1 負担金	20,000	30,000	10,000	合併協議会4市町負担金 1市町当たり 5,000
2 繰越金	1 繰越金	100	0	100	前年度繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1	1	0	預金利子
歳入合計		20,101	30,001	9,900	

## 2 岁 出

(単位：千円)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	説明
1 運営費	1 会議費	4,810	4,452	358	委員報酬、協議会経費等
	2 事務費	7,120	10,068	2,948	
2 事業推進費	1 事業推進費	7,953	15,180	7,227	合併協議会だより発行費 合併支援業務委託料等
3 予備費	1 予備費	218	301	83	
歳出合計		20,101	30,001	9,900	



第9回協議会



新市名称候補選定小委員会



# 新市名称候補 選定小委員会の審議経過

新市名称候補選定小委員会では、合併協議会から付託されました「応募された新市名称候補を審査し、10作品に絞り込む。」について、次のように3段階に分けて実施

## 第1次選考

あけぼの	あけぼ野	北 関 東	北つくば	きぬ小貝	鬼怒小貝
県 西	こ か い	小 貝	小 貝 川	さ く ら	しあわせ
幸	新 茨 城	新つくば	筑 西	つくし野	つくばね
筑 波 嶺	つくば野	筑 波 野	筑 美 野	にいはり	にいばり
西 茨 城	にしづくば	にひばり	のぞみ	波 山	ひたち野
常 陸 野	平 成	平 野	み ず ほ	みどりの	みどり野
美 穂 野	み ら い	よ つ ば			



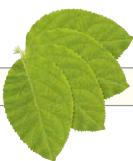
## 第2次選考

あけぼの	北つくば	こ か い	小 貝	小 貝 川	しあわせ
新 茨 城	筑 西	つくばね	筑 波 野	にいばり	西 茨 城
波 山	常 陸 野	平 成	よ つ ば		



## 最終選考

あけぼの	北つくば	小 貝	新 茨 城	筑 西
筑 波 野	にいばり	波 山	常 陸 野	平 成



## 人と自然、安心して暮らせる共生文化都市 協議第71号

# 新市建設設計画について

## 新市建設の根幹となるべき事業（案）

### —骨格的プロジェクト—

#### 1 安心・安全まちづくりプロジェクト

##### 保健・福祉拠点とネットワークの形成

少子・高齢化に対応するため、既存施設の活用等を図りながら、各地区に保健・福祉拠点の形成を進めます。

また、市民の保健・福祉活動の実績と経験を活かした交流とネットワークの形成を支援します。

##### 防災・防犯ネットワークの形成

災害や犯罪から市民の安全を守るために、新市をカバーする防災行政無線の整備を進めるとともに、市民参加による防災組織の育成や防犯活動を支援します。

#### 2 拠点形成・道路交通プロジェクト

##### 2つの新拠点の形成

新市の新たな都市軸となる筑西幹線道路沿線に、既存施設の機能を活用しながら、2つの新しい交流拠点の形成を促進します。

1つは新市の新しい文化・交流拠点であり、2つ目はスポーツ・レクリエーション交流拠点とします。

##### 道路交通ネットワークの形成

既存の国・県道を活かしながら、新市の環状道路網と放射道路網の形成を図ります。

放射道路網は、新市の中心市街地を迂回する『内環状線』と、各地区拠点を連絡する『外環状線』とします。

放射道路網は、東西軸となる国道50号や南北軸となる国道294号に加えて、筑西幹線道路と主要地方道下館つくば線等を位置づけます。また、新市における公共交通手段の利便性を確保するため、交通拠点の整備を図ります。

#### 3 魅力向上・活性化プロジェクト

##### 特産品販売拠点の形成

生産団体と連携し、新市の特産品となる梨やこだまスイカ、きゅうり、トマト、イチゴ、米などの農産物をはじめとして、これらの加工品も含めた販売拠点の形成を図ります。

##### 文化・学習拠点とネットワークの形成

市民の学習環境の整備を図るため、2つの図書館を拠点として図書館分館機能の整備を図ります。また、図書館と学校とのネットワークを整備し、児童生徒の学習環境の充実に努めます。さらに、既存の文化・学習施設と連携し、史跡などの資源を活かした拠点の形成を進めます。

#### 4 市民・行政ネットワークプロジェクト

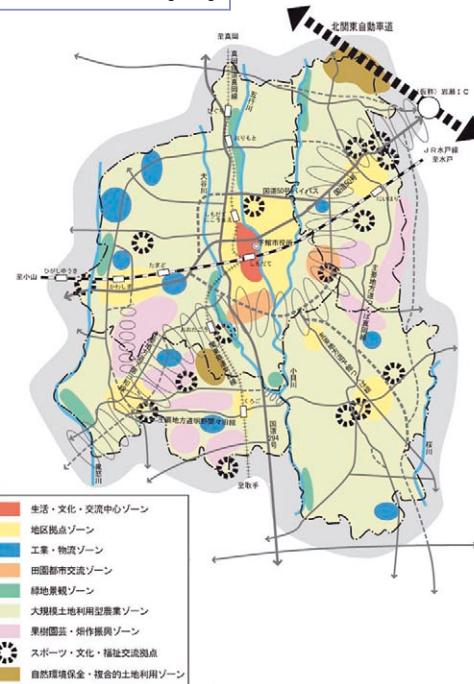
##### 市民協働型まちづくりの推進

新市のまちづくりを市民参画で進めていくため、市民協働型まちづくりに関する情報及び学習機会の提供、さらに活動支援のためのルールづくりを進めます。

今回の協議会では、新市建設設計画のうち、新市建設の根幹となるべき事業（案）、公共的施設の統合整備（案）、財政計画（案）について、協議をいたしました。

計画の主な内容は、次のとおりです。

## 土地利用構想図（案）



## 公共的施設の統合整備（案）

### 基本的考え方

市民ニーズの把握に努めつつ、生活に急激な変化を及ぼさないようにします。

新規の整備にあたっては、地域特性や地域間のバランス、財政状況等を考慮します。

更新・改修にあたっては、合併の効果が發揮できるようにします。

既存の公共的施設は、有効活用を図り、効率的で有効な運営・管理に努めます。

## 財政計画（案）

### 基本的考え方

10か年度の計画とします。

現在の経済状況、現行の行財政制度を基本とします。

平成15年度の決算見込額を基本に、普通会計ベースで策定します。

平成17年度財政規模 約340億円

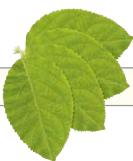
平成26年度財政規模 約301億円

この後、県との協議があり、内容の修正も考えられることから、詳細項目については、次回以降に報告します。



## 平成16年度 スケジュール

期日	場所	協議会	4市町・事務局	関係法手続
第10回 H.16. 4.21	明野町	新市名称協議・決定 新市建設計画協議 合併協定書（案）の協議 新市名称記念品贈呈者抽選会	新市建設計画本協議（県）	
第11回 5.20	協和町	新市建設計画最終決定 合併協定書（案）の協議 平成15年度事業実績報告 平成15年度決算報告 平成16年度補正予算 名付け親大賞表彰式	新市建設計画を国・県に送付	
6	下館市	合併協定調印式	4市町議会上程 関係協議書等 ①廃置分合 ②財産処分 ③経過措置 議員・農業委員の身分 ④新市の議員定数 関係補正予算等	
		合併申請書添付書類 ①合併の期日 ②合併の方式 ③新市の名称 ④新市の事務所の位置 ⑤合併を必要とした理由 ⑥合併に至る経緯の概要 ⑦議会議決書 ⑧関係協議書の写し ⑨合併協定書・新市建設計画 ⑩4市町の現況表など	関係協議書締結 ①財産処分 ②経過措置 ③新市の議員定数	→ 県知事への申請 → 総務大臣協議 → 総務大臣回答 → 県議会議決 → 知事決定処分 → 総務大臣へ届出 → 総務大臣告示（合併成立）
第12回 7.22	関城町	●市章協議・決定	新市誕生準備 事務事業調整 例規整備 電算システム統合 組織・人事調整 新市予算準備 開庁準備 広報 住民対応 その他	
第13回 8.20	明野町	●特別職の報酬額協議・決定		
9		●各種調整結果報告		
第14回 10.22	協和町	●その他 場合によっては小委員会等での検討		
第15回 11.25	下館市			
12				
第16回 H.17. 1.21	関城町	合併協議会の廃止 決算見込み報告	4市町閉庁式	
第17回 2.25	明野町		新市誕生	
3				

下館市  
SHIMODATE関城町  
SEKISO明野町  
AKENO協和町  
KYOWA

## 合併に向けた協議の進捗状況

合併協議会において協議していく協議項目については、平成15年8月に開催された第2回合併協議会において、細項目まで含めた49項目とすることとなっています。

第9回合併協議会を終了した時点での協議の進捗状況は次のとおりですが、これらの協議項目が全て協議済みとなれば、「合併協定書」としてとりまとめを行い、4市町による「合併協定調印式」が実施されることになります。

項目		項目	
<b>I 基本的協定項目</b>		24 各種事務事業の取扱い	
1 合併の方式	済	(1) 姉妹都市・国際交流事業	済
2 合併の期日	継続	(2) 電算システム事業	済
3 新市の名称	継続	(3) 広報公聴関係事業	済
4 新市の事務所の位置	済	(4) 納税関係事業	済
5 財産の取扱い	済	(5) 消防防災関係事業	済
<b>II 合併特例法に規定されている協定項目</b>		(6) 交通関係事業	済
6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	済	(7) 窓口業務	済
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	済	(8) 保健衛生事業	済
8 地方税の取扱い	済	(9) 障害者福祉事業	済
9 一般職の職員の身分の取扱い	済	(10) 高齢者福祉事業	済
10 諮問機関（地域審議会）の取扱い	済	(11) 児童福祉事業	済
11 新市建設計画	継続	(12) 保育事業	済
<b>III その他協定必要項目</b>		(13) 生活保護事業	済
12 特別職の身分の取扱い	済	(14) その他の福祉事業	済
13 条例、規則等の取扱い	済	(15) ごみ収集運搬業務事業	済
14 事務組織及び機構の取扱い	継続	(16) 環境対策事業	済
15 一部事務組合等の取扱い	済	(17) 農林水産関係事業	済
16 使用料、手数料等の取扱い	済	(18) 商工・観光関係事業	済
17 公共的団体等の取扱い	済	(19) 建設関係事業	済
18 補助金、交付金等の取扱い	済	(20) 上水道事業	済
19 町名・字名の取扱い	済	(21) 下水道事業	済
20 慣行の取扱い	済	(22) 市（町）立学校（園）の通学区域	済
21 国民健康保険事業の取扱い	済	(23) 学校教育事業	済
22 介護保険事業の取扱い	済	(24) 社会教育事業	済
23 行政連絡機構の取扱い	済	(25) 文化振興事業	済
		(26) 社会福祉協議会	済

「済」は協議が終了したもの、「継続」は継続協議中であることを示します。

第11回合併協議会は  
次のとおり開催予定です

日 時 平成16年5月20日（木）午後2時  
場 所 協和町「公民館」

下館市・関城町・明野町・協和町  
合併協議会だより 第9号

2004年4月15日 発行

編集 / 発行

下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会

〒308-8616 下館市下中山732-1

TEL : 0296-20-1461 FAX : 0296-20-1463

ホームページアドレス <http://www.ssak-gappei.jp>

Eメールアドレス [info@ssak-gappei.jp](mailto:info@ssak-gappei.jp)